

**【PE 登録更新顔末記】**1) PE 登録更新期限時の仕事の状況

“貴殿のオレゴン州へのPE 登録は2011 年6 月30 日で失効するので6 月30 日までにPDH記録をCPD 用紙に記入してOSBEEL に提出する様に”との手紙が我が家から出張先の長崎県松浦市の滞在しているホテルに転送されてきたのは3 月末日であったと思う。当時私は電源開発・松浦火力1 号機(1000MW 石炭火力発電所)の制御装置更新工事の設置工事、試運転の為発電所現地のある長崎県松浦市に3 月4 日～6 月末日迄の予定で滞在中であった。3 月11 日に発生した「平成23 年東北地方太平洋沖地震」とその後の大津波で東京電力・福島原子力発電所始め、数か所の火力発電所が損壊し発電不可能になった。その為家庭、会社、工場、鉄道等すべての電力消費の節約が義務付けられた。一方地震の被害を受けた50Hz地区の東電・東北電力への60Hz 地区の電力会社からの電力の融通の増加もなされた。そのような社会情勢の中で東北・関東地方から離れた九州にある松浦・火力発電所も電力供給源の早期確保の為今回の改修工事の工程短縮要請に応じた。大地震に依る松浦改修工事工程短縮の対応でPE 登録更新のCPD の書類をOSBEE へ送付する為に九州から東京自宅へ戻る数日間の時間も取れなくなった。この状況をOSBEEL へ4 月30 日にメールで「大地震の災害対応で”CPD 提出期限を6 月末日から1 カ月延ばして7 月末にして戴きたい」旨依頼し その後幾度かのOSBEEL とのメールのやり取りを経て9 月末に無事PE 登録の更新を終える事が出来た。以下その経緯を記す

2) PE 資格更新遅延申請に就いてOSBEEL とのやり取り

4 月1 日:

OSBEEL から“30 時間のPDH を取得した証拠を送付するように”とのletter が我が家に届いた

4 月30 日:

メールで「日本の東北地方の大地震で東京近辺の 原子力発電所が大損害を受けたので 夏期の重負荷の為に他の発電所を至急立ち上げねばならない。私は東京から遠い火力発電所に居るが6 月末日迄に立ち上げねばならないので東京に戻っている時間が無い。従ってCPD 提出期限を6 月末日から1 カ月延ばして7 月末にして戴きたい」旨OSBEEL に依頼した。

5 月5 日:

OSBEEL から“理事会で審議の上回答する”旨の回答があった。

6 月15 日:

OSBEEL から“7 月末日の提出を承認する”との回答を受領した。

7 月15 日:

松浦での業務終了に依り 自宅に戻る。

7 月24 日:

CPD の書類と180 ドル(Money order)をOSBEEL に発送した。

9 月8 日:

OSBEEL から「6 月30 日の更新締め切り日までにOSBEEL に必要なCPD 書類と更新費用が到着

して無かったので80 ドルの滞納費用を払う必要がある。これはOregon 管理規定に記載されている。連絡あり。

9 月13 日:

OSBEEL に遅延料金80 ドルをcard で支払う。

10 月1 日:

OSBEEL から9 月20 日付で更新されたPE pocket card を受領した。(PE 更新手続き完結)

注記 : ① OSBEELS: Oregon State Board of Examiners for Engineering and Land Surveying Development

②CPD: Continuing Professional Development

### 3) その他

①「Audit (監査)」と言う文言はOregon からの書類には記載がなかったのでCPD 提出様式の項目に回答を記載してCPD 証明書を添付せずに提出した。